

令和8年度(2026年度)

償却資産(固定資産税) 申告の手引き

提出期限は 令和8年2月2日(月)です。

期限間近は大変混雑しますので、できるだけ1月16日(金)までにお願いします。



姫路市イメージキャラクター

しろまるひめ

申告書の右上に申告書等送付番号が印字されている方は、問い合わせの際に番号をお伝えください。

申告書等送付番号控欄

■ 提出・お問い合わせ先 ■

〒670-8501

兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所資産税課 償却資産担当
TEL:079-221-2273・2274

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、法人や個人で、工場や商店・共同住宅などを経営され、その事業のために使用している資産（構築物、機械装置、船舶、工具・器具・備品などの償却資産）をお持ちの方には、毎年1月1日現在の姫路市内にある資産の所有状況を申告していただくことになっております（地方税法第383条）。

また、姫路市では、事業のために使用している資産をお持ちでない場合でも、申告書の提出をお願いしています。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照の上、申告書を作成し、期限（令和8年2月2日）までに姫路市資産税課へ提出してください。

※申告書等を郵送で提出される際に切り取り、封筒に貼ってご使用ください。 ➡

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所 資産税課

償却資産担当 行



姫路市資産税課償却資産担当

【目次】

1 償却資産の申告について	…P3	5 国税との比較	…P11
2 償却資産のあらまし	…P4	6 不動産賃貸業を営まれている方へ	P12
3 償却資産課税のしくみ	…P8	7 償却資産申告書の書き方	…P14
4 課税標準の特例	…P10	《付録》各資産の耐用年数	…P20
※マイナンバーの記載に係る本人確認について…P24			

○ 申告書の提出方法

● 市役所に提出する場合

市役所本庁 2階15番窓口(資産税課償却資産担当)にご提出ください。

● 市役所の出先機関に提出する場合

支所、駅前市役所、出張所、地域事務所、サービスセンターにご提出ください。

※ 上記出先機関では受付印を押印できません。予めご了承ください。

● 郵送の場合

申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただけるラベルを表紙に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。

※ 控えに受付印が必要な場合は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒を同封してください。(本庁での提出の場合は、返信用封筒は不要です。申告書の写しのみご用意ください。)

● 電子申告の場合

～エルタックスご利用のご案内～

姫路市では、「eLTAX」(エルタックス)を利用した市税の電子申告等の受付を行っています。

eLTAXをご利用にあたっての詳細は、地方税共同機構のホームページ
(<https://www.eltax.ita.go.jp>)をご覧ください。

お電話でのお問い合わせは、eLTAXヘルプデスク
9:00～17:00 (土・日・休祝日及び年末年始を除く)

☎ 0570-081459 (左記の電話番号でつながらない場合: 03-5521-0019)

○ 申告書の提出期限

令和8年2月2日(月) です。

期限間近は大変混雑しますので、できるだけ1月16日(金)までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

1 申告が必要な方は

令和8年1月1日現在、姫路市内に事業用の償却資産(次頁以降を参照)を所有している個人または法人です。例えば、工場、商店、アパート、駐車場、事務所、事業用の設備などを所有している方が該当します。※姫路市では、事業のために使用している資産をお持ちでない場合でも、申告書の提出をお願いしています。

なお、1月1日以降、廃業などで事業を廃止された場合であっても、1月1日現在で事業用資産を所有されれば、当該年度の課税対象になります。

2 申告方法と提出書類

申告書の記載例「7. 償却資産申告書の書き方」(P14～P19)をご参照の上、以下の提出書類に必要事項を記入し、提出してください。

● 本年度から初めて申告される方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月1日現在、姫路市内に所有している全ての償却資産を申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の21欄の「□該当資産なし」にチェックしてください。

● 前年度までに申告をされている方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用) ・種類別明細書(減少資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・前年中(令和7年1月2日から令和8年1月1日まで)に増加・減少した資産をそれぞれの種類別明細書に記入してください。 ・前年より前に取得した資産で、申告漏れの資産がある場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に「申告もれ」と記入してください。 ・姫路市に申告した内容に変動がない場合は、申告書の20欄の「□資産に増減なし」にチェックし、申告書のみを提出してください。

● 自社電算機により、全資産申告をされる方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書(本市送付のもの) ・種類別明細書(自社電算機により打ち出されたもの)
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月1日現在、姫路市内に所有している全ての償却資産を申告してください。 ・自社電算機により、全資産申告をされる場合でも、本市から送付した申告書は必ず添付してください。

● 転出・廃業・解散・休業された方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書(減少資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書の23欄に転出・廃業・解散・休業された旨及び当該年月日を記入し、提出してください。

● 相続・合併等により資産を取得された方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書の備考欄に相続・合併した旨及び当該年月日と被相続人や被合併法人の氏名・名称、住所・所在地を記入し、提出してください。

3 申告しない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、姫路市市税条例第56条の規定により過料が、また虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

2.償却資産のあらまし



○ 儻却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

具体的には、商店や工場を経営されている方や、不動産賃貸業を営まれている方などがその事業で使用する資産のことをいいます。

ただし、無形減価償却資産（ソフトウェアなど）や自動車税・軽自動車税の課税対象である車両などは対象から除かれますので、ご注意ください（P7参照）。

償却資産として申告が必要な資産の具体例

以下はおもな資産の例示です。詳しくは償却資産担当（079-221-2273）までお問い合わせください。

資産の種類	申告が必要な資産例
固定資産税上 税務会計上	
1 構築物	舗装路面、看板（広告塔等）、外構工事（門、塀、庭園、外灯等）、固定資産税上家屋として評価されない建物（自転車置場、簡易プレハブ建物、テント倉庫等）など
建物附属設備 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 受変電設備のうち、変圧器・受変電盤など 発電機設備のうち、発電機・操作盤など 蓄電池設備のうち、蓄電池・配電盤など 動力配線設備のうち、工場等における機械の動力源としての電気設備など 内装設備（賃借人など家屋の所有者以外の者が取り付けた場合に限る） 詳しくは、次頁「建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて」を参照してください。
2 機械・装置	各種製造業の製造機械、建設機械（クレーン等）、運搬設備（ベルトコンベア等）、事業用太陽光発電設備、立体駐車場の機械装置および動力設備など
3 船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、遊覧船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両・運搬具 (※2)	フォークリフト・ショベルローダーなどの大型特殊自動車 (車種番号が9・90～99・900～999あるいは0・00～09・000～099になるもの)
6 工具・器具 及び備品	パソコン、コピー機、電話機、看板（ネオンサイン等）、金庫、医療機器、理美容機器、娯楽・スポーツ器具、自動販売機、陳列ケース、テレビ、音響機器、ルームエアコン、冷蔵庫、製氷機、洗濯機・乾燥機、応接セット（机、椅子等）、カーテン、じゅうたん、室内装飾品など

※1 建物附属設備には、家屋として課税されるものと償却資産として課税されるものがあります。（次頁参照）

※2 自動車税・軽自動車税の対象となる車両は申告不要です。

○ 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

建物附属設備を新たに取り付けた場合、固定資産税においては、それらの設備を家屋と償却資産に区分して評価します。なお、家屋と設備等の所有関係によって、以下のように取り扱いが異なりますのでご注意ください。

（1）家屋と設備等の所有関係が同じ場合（自己所有の建物に設備等を取り付けた場合）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。詳細な資産の内容は、以下の「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

償却資産とするもの：単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの。（ルームエアコン等）
(申告が必要です) 独立した機器としての性格の強いもの。（受変電・発電機・蓄電池設備等）

特定の生産又は業務用設備。（工場の生産事業に供される電気設備・ガス設備・給排水設備、ホテルや病院における営業用の厨房設備・洗濯設備等）

家屋とするもの：家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、塵芥処理設備等。

※但し、テナントが賃借している家屋にこれらの設備を取り付けた場合（特定附帯設備といいます。下記(2)参照）は、償却資産としてこれらの設備を取り付けた方に課税されるため、テナントの方の申告が必要です。

（2）家屋と設備等の所有関係が異なる場合（テナント等が他人所有の建物に設備等を取り付けた場合）

家屋の賃借人（テナント）などの家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するため取り付けた建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等）や内装設備（外壁、内壁、天井、床仕上げ等）は、取り付けた方（賃借人等）が償却資産として申告する必要があります※。
(地方税法第343条第10項、姫路市市税条例第36条第7項) 詳細な資産の内容は「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

※但し、平成16年6月24日までに取得したものは、分離課税の届出書が提出されている場合のみ上記取り扱いとなります。

（3）家屋と償却資産の区分表

（主な設備等の例示です。詳細は、償却資産担当（079-221-2273）までお問い合わせください）

設備等の内容	家屋と設備等の所有関係		
	同じ場合	異なる場合	
家屋	償却資産	家屋	償却資産
受変電設備、発電機設備、蓄電池設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
動力配線設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
中央監視設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電灯コンセント設備、照明器具設備（屋外）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電灯コンセント設備、照明器具設備（屋内）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ガス設備（屋内）、給排水設備（屋内）、衛生設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
空調設備（家屋と構造上一体のもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
消火栓設備、スプリンクラー設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
広告塔、ネオンサイン、袖看板	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
床、壁、天井仕上、店舗造作等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
外構工事（門、塀、緑化施設等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

（注）特定の生産又は業務用設備については、上記の区分に関わらず、償却資産として課税されます。

○ 申告にあたり、注意が必要となるもの

以下のような資産も、令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

1 簿外資産	帳簿に記載されていない資産。
2 償却済資産	すでに減価償却を終り、備忘価額（1円）となっている資産。
3 資本的支出	税務会計上、資本的支出として資産計上したもの。本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。
4 少額の減価償却資産	取得価額20万円未満のものであっても、資産として計上し、個別に減価償却を行っているもの。※
5 即時償却資産	租税特別措置法の規定を利用し、即時償却等をしたもの。 (例) ・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産※ ・中小企業経営強化税制適用資産 申告の際には、税務会計上、通常付すべき耐用年数で申告してください。
6 遊休・未稼働資産	現在は稼働していないが、いつでも事業の用に供しうる状態にある資産。
7 減価償却を行っていない資産	赤字決算などのため減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産。
8 貸付資産	所有者が事業として他人に貸し付けている資産。なお、貸付資産は契約の内容によって申告すべき方が異なります。（下記「リース資産について」を参照）
9 建設仮勘定の資産	建設仮勘定で経理されている資産であっても、令和8年1月1日現在、その一部または全部を事業の用に供しているもの。
10 大型特殊自動車	フォークリフトなどで車種別番号が9・90～99・900～999あるいは0・00～09・000～099になるもの。

※印については、次頁「少額減価償却資産の取扱いについて」も参照してください。

○ 所有権留保付売買（割賦販売など）について

所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主の方が申告することとなります。

○ リース資産について

リース資産は、その契約の内容により、貸主の方に申告していただく場合と、借主の方に申告していただく場合にわかれます。大きく分類すると以下の表のようになりますので、これに基づき、申告して下さい。

リース契約の内容	償却資産の申告が必要な方
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース（※1）など)	貸主
売買にあたるようなリース資産（※2）	原則として借主

※1 所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に契約を締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

※2 売買にあたるようなリースとは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価による譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

○ 申告の必要がない資産

以下のような資産は償却資産の対象ではないので、申告の必要はありません。

1 自動車税または軽自動車税の課税対象となるもの	小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどは、ナンバープレートの交付を受けずに、事業所構内のみで使用する場合であっても軽自動車税の対象となります。 ※軽自動車税のお問い合わせは税務部総合窓口（TEL: 079-221-2257）
2 無形減価償却資産	特許権・営業権・漁業権・電話加入権・ソフトウェアなど。
3 繰延資産	開業費・開発費など。
4 棚卸資産	商品・貯蔵品など。
5 少額である資産その他政令で定める資産	税務会計上、一時損金算入の処理をした資産または一括償却の処理をした資産など。（下記「少額減価償却資産の取扱いについて」参照）

少額減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号・地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告の対象から除かれるいわゆる「少額資産」とは、次の①～③に示すものをいいます。

- ①耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金（必要経費）に算入されるもの。
- ②取得価額が20万円未満の資産のうち、3年間で一括して損金（必要経費）に算入されるもの。
- ③平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産。

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の特例を適用して損金（必要経費）に算入した資産や、少額であっても、国税上、上記①・②の処理を行わずに個別に減価償却している資産は固定資産税（償却資産）の申告の対象となりますので、ご注意ください。

○：申告必要、×：申告不要

取得価額（※5） 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
	個別減価償却（※1）	○	○	○
中小企業特例（※2）	○	○	○	
一時損金算入（※3）－上記①	×			
3年一括償却（※4）－上記②	×	×		

※1 個人の方は、10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはできません。

※2 租税特別措置法第28条の2、第67条の5（取得価額10万円未満の資産については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得分のみ。）

※3 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条

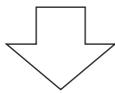
※4 法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条

※5 消費税については、税務会計上、税込経理方式の方は税込みで、税抜経理方式の方は税抜きで取得価額を判定します。

3. 債却資産課税のしくみ

〈計算方法〉

1 債却資産申告書の提出・受付



2 税額の計算

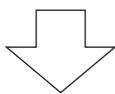
(1) 課税標準額の計算 (詳細は次頁参照)

受け付けた申告書をもとに、課税標準額（1月1日現在の債却資産の価格）を計算します。

(2) 税額の計算 (詳細は次頁参照)

課税標準額(決定価格)に税率をかけて税額を計算します。税率は1.4% (標準税率)です。

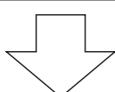
【税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)】



3 免税点の判定

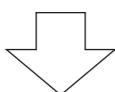
課税標準額が150万円 (免税点) 未満の場合は、課税されません。

なお、150万円未満になるかどうかは、本市で計算した結果によりますので、債却資産の多少にかかわらず申告してください。



4 固定資産課税台帳の閲覧

申告または調査に基づいて債却資産の価格などが決定されると、債却資産課税台帳に登録されます。課税台帳は毎年4月1日から閲覧できます。



5 納税通知書の発送：5月上旬

納期：納期は5月、7月、9月、12月の年4回です。

一括して納めていただくこともできます。(ただし、前納報奨金などはありません。)

実地調査のご協力のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき、実地調査を行っておりますので、ご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査により、遡及して修正申告をお願いする場合があります。(地方税法第17条の5第5項の規定により5年間)

1 課税標準額の計算

前年中に取得した資産の評価額	前年前に取得した資産の評価額
取得価額 × (1 - $\frac{r}{2}$)	前年度評価額 × (1 - r)

r : 耐用年数に応する減価率 (以下の表を参照)

※ 点線枠内の $\frac{r}{2}$ は小数点以下第4位を四捨五入、評価額の計算結果は小数点以下を切り捨て

耐用年数に応する減価率・減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中	前年前			前年中	前年前			前年中	前年前
		r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	r
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

『固定資産評価基準』別表第15より作成

上記の計算式で算出した「各資産の評価額の合計」が「課税標準額」になります。

※ 課税標準の特例が適用される場合は、特例該当資産の評価額に特例率を乗じた額を基に課税標準額を計算します。

2 税額の計算 ⇒ 課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 税率(1.4%) = 税額(100円未満切り捨て)

※ 課税標準額が150万円 (免税点) 未満の場合は、課税されません。 (P8参照)

3 令和8年度 税額の計算例

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和7年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和7年9月	5,000,000円	15年	0.142	$5,000,000 \times (1 - 0.142/2)$ = 4,645,000 (R8年度評価額)	4,873,816 (R8年度評価額)
ルームエアコン	令和6年5月	400,000円	6年	0.319	$400,000 \times (1 - 0.319/2)$ = 336,000 (R7年度評価額) $336,000 \times (1 - 0.319)$ = 228,816 (R8年度評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額(特例資産がない場合) ←

1,000円未満を切り捨て、税率1.4%を掛けます。 $4,873,000 \times 0.014 = 68,222$

↓ ※ 土地・家屋をお持ちの場合はそれぞれの課税標準額を合算してから、1,000円未満を切り捨てます。

100円未満を切り捨てます。 $68,222 \rightarrow 68,200$ 円(税額)

4.課税標準の特例

課税標準の特例が適用される資産は、地方税法第349条の3および本法附則第15条などに規定されています。(下表一部抜粋)

特例適用資産(一部抜粋)			令和7年10月1日現在																							
適用条項		対象施設・設備等	特例率																							
地方税法第349条の3	第5項	内航船舶 ※専ら遊覧の用に供する船舶、快遊船、遊漁船、モーターボート競走法の規定によるモーターボート競走の用に供するモーターボートを除く。	1/2																							
地方税法附則第15条	第2項	第1号 「水質汚濁防止法」等に規定する施設を設置する工場又は事業所の汚水又は廃液処理施設	1/2																							
	第5号	公共下水道除害施設(「下水道法」に規定する者が設置した施設)	4/5																							
地方税法附則第15条第43項		中小事業者等が姫路市産業振興課から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき新たに取得した一定の設備等 (注)先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】であり、設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意ください! 〈提出書類〉 ①特例適用申請書 ②特例申請書提出用確認シート ③先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し ④認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し ⑤従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し (賃上げ表明をした場合) ※リース会社が申請する場合は、上記に併せて「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書の写し」 〈適用期間〉 <table border="1"> <tr> <td>「先端設備等導入計画」内で賃上げ表明</td> <td>資産の取得時期</td> <td>適用期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>R5.4.1～R7.3.31</td> <td>3年間</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>あり(賃上げ率1.5%以上)</td> <td>R5.4.1～R6.3.31</td> <td>5年間</td> <td rowspan="2">1/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R6.4.1～R7.3.31</td> <td>4年間</td> </tr> <tr> <td>あり(賃上げ率1.5%以上)</td> <td>R7.4.1～R9.3.31</td> <td>3年間</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>あり(賃上げ率3%以上)</td> <td></td> <td>5年間</td> <td>1/4</td> </tr> </table>	「先端設備等導入計画」内で賃上げ表明	資産の取得時期	適用期間		なし	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2	あり(賃上げ率1.5%以上)	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3		R6.4.1～R7.3.31	4年間	あり(賃上げ率1.5%以上)	R7.4.1～R9.3.31	3年間	1/2	あり(賃上げ率3%以上)		5年間	1/4	
「先端設備等導入計画」内で賃上げ表明	資産の取得時期	適用期間																								
なし	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2																							
あり(賃上げ率1.5%以上)	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3																							
	R6.4.1～R7.3.31	4年間																								
あり(賃上げ率1.5%以上)	R7.4.1～R9.3.31	3年間	1/2																							
あり(賃上げ率3%以上)		5年間	1/4																							
詳しくは、資産税課のホームページをご覧ください。 ①、②は資産税課のホームページからダウンロードしていただき、 償却資産担当(079-221-2273)までご請求ください。 ※資産税課のホームページ(https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000693.html)																										

※注意点

- (1) 上に挙げた資産以外にも、特例の適用を受けることができる資産及び、特例措置に変更がある資産があります。
(なお、上に挙げた資産でも特例率が異なる場合があります。)
 - (2) 上に挙げた資産について、適用のための要件が別に定められています。
 - (3) 地方税法の一部改正により、特例率・期限・対象資産が変更になる場合があります。
- ※特例の適用を受ける場合は、別に特例適用申請書、それを証明する書類(届出書、図面などの写しなど)を提出してください。
- 特例についてのお問い合わせや、特例適用申請書のご請求は、償却資産担当(079-221-2273)までお願いします。

5.国税との比較

1 国税(所得税・法人税など)との比較表

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制 (平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ) 【定率法選択の場合】 -平成24年4月1日以降に取得された資産:「200%定率法」を適用 -平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産:「250%定率法」を適用 -平成19年3月31日以前に取得された資産:「旧定率法」を適用	定率法のみ ※減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応する減価率表」に規定 ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められます。	認められません。
増加償却(所得税・法人税)	認められます。	認められます。
評価額の最低限度額	備忘価額(1円)まで	取得価額の5%
改良費	原則として、区分評価(一部、合算評価も可)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。)
一括償却	認められます。	認められます。(申告の必要はありません。)
即時償却(租税特別措置法)	認められます。	認められません。(申告してください。)…P6参照

2 耐用年数の短縮または増加償却を適用した資産

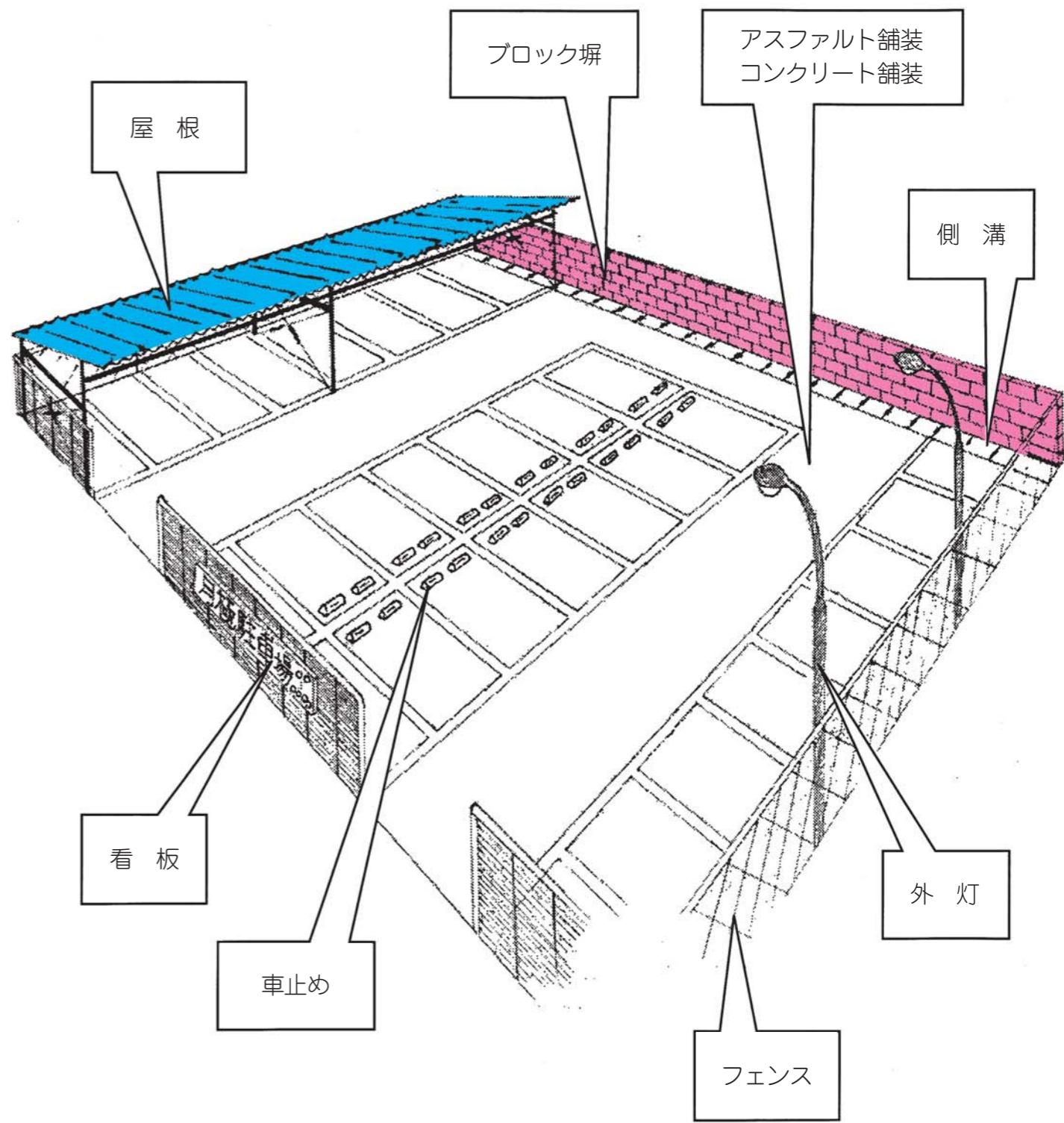
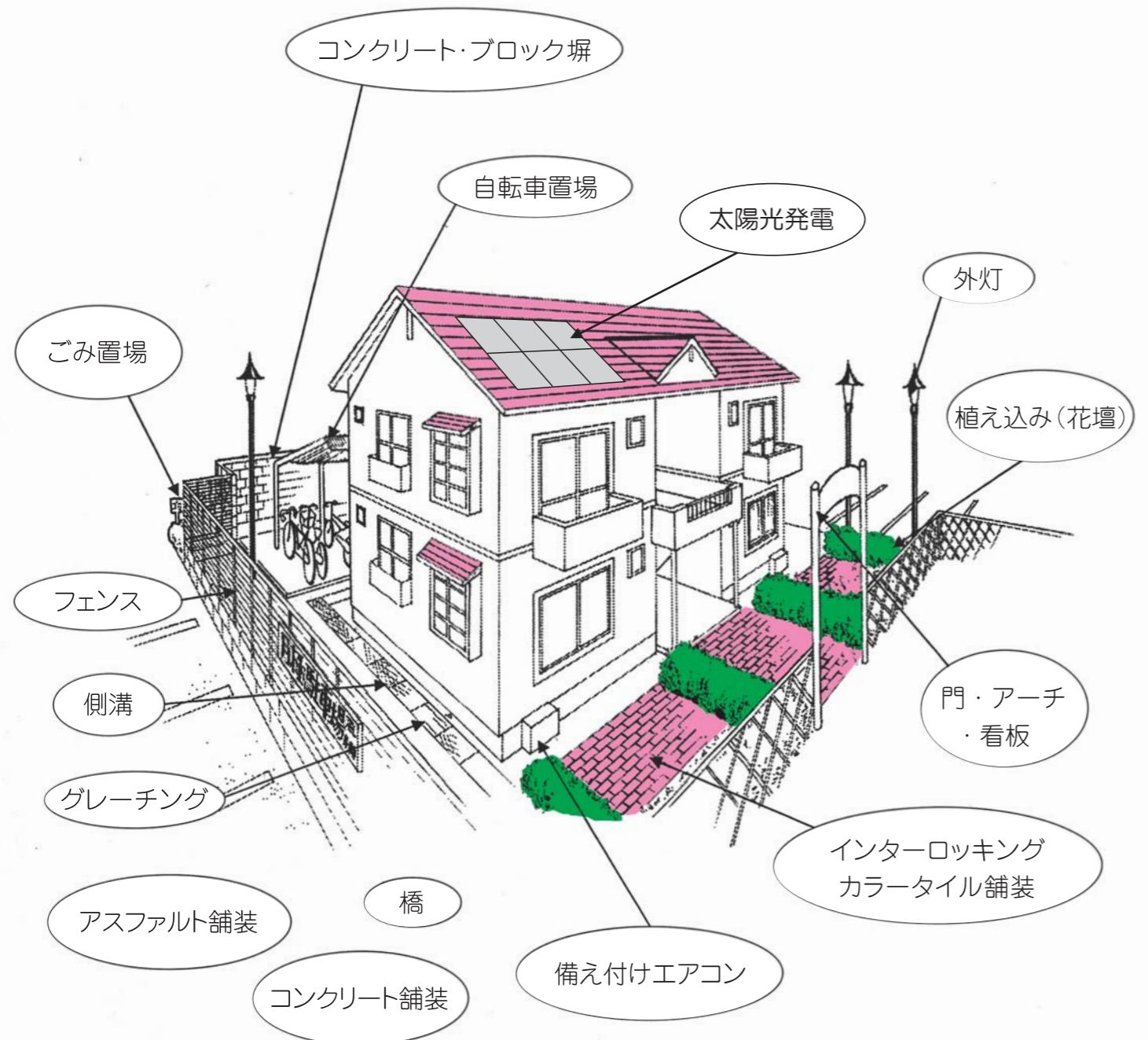
令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、耐用年数の短縮または増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長または国税局長に提出した届出または承認申請書の写しを提出してください。これらの資産については、税務計算の取り扱いに準じて評価額が算出されます。

6.不動産賃貸業を営まれている方へ

図に例示している事業用資産は、固定資産税（償却資産）の対象となりますので、申告をお願いします。（耐用年数はP20参照）

例図2: 貸駐車場

例図1: 共同住宅 (家屋は別途課税されます。)



7. 償却資産申告書の書き方

I 償却資産申告書の記入例

以下を参考に記入してください。

5 個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右づめで記載してください。
償却資産を共有でお持ちの場合は、記載不要です。

△こちらの様式は、資産税課ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000693.html>)からダウンロードできます。

「姫路市 償却資産申告書」で検索！

姫路市 償却資産申告書

検索



1 電話番号を記入してください。

2 公簿上の住所が1欄と異なる場合は、
その住所を記入してください。

3-1 個人の場合は、署名してください。

3-2 法人の場合は、名称および代表者氏名を記入してください。

3-3 屋号があれば記入してください。

(イ) 前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(全資産自告のみ)

(口) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください

※増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください

※増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。

(二) (イ) (口) (ハ) によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。

記入する必要はありません。

次のような事項を記入してください。

20. 前年中に資産の増減がない場合は「資産に増減なし」に☑を付けてください。

21 該当資産がない場合は「該当資産なし」に☑を付けてください。

23 転出、廃業、解散などがあった場合、その年月日を記入してください。
休業の場合は「その他」に休業の旨及びその年月日を記入してください。

2

- ① 資産の相続があった場合、相続人又は被相続人(※)の氏名・住所・電話番号・相続年月日
- ② 法人の合併があった場合、合併法人又は被合併法人(※)の名称・本店所在地・合併年月日
- ③ 添付書類の名称
- ④ その他、申告について参考となる事項

※ 左上の所有者欄(1~3)と異なる方

II 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

1 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産、市外の事業所から移動してきた資産および申告もれ資産について記入してください。

2 今年初めて申告される方は市内に所有するすべての償却資産を記入してください。

△こちらの様式は、資産税課ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000693.html>)からダウンロードできます。

「姫路市 償却資産申告書」で検索！

姫路市 償却資産申告書

検索



※どの資産を記入するかは、4~7ページ「償却資産のあらまし」を参考にして下さい。

令和8年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)																		
所有者名		枚のうち		課税標準の特例								第十六号様式別表一(提出用)						
姫路市株式会社		枚目		資産の名称等				数量	取得年月	元日取得	耐用年数	減価残存率	価額	率コード	課税標準額	増加事由	摘要	
行番号	異動区分	資産の種類	物件番号	年号	年	月	十億 千	百万 千	千	円	十億 千	百万 千	千	十億 千	百万 千	千	円	
01	1	舗装路面		15	7	1	500	000	10									申告もれ
02	1	鉄筋コンクリート遮音壁		15	6	4	1000	000	30									新設から
03	2	真空冷却機		15	2	10	1000	000	12									新設
04	2	真空冷却機Ver.II		15	7	4	1000	000	12									
05	2	ポンプ機		15	7	5	1000	000	5									
06	5	フォークリフト		15	7	10	3000	000	4								大型特殊	
07	6	エアコン		15	7	12	265	740	6								用紙日本産業規格A4(草)	
08																	第十四条関係	
09																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
				小計				7		7765740								
1 構築物 3 船舶 5 車両及び運搬具 2 機械及び装置 4 航空機 6 工具、器具及び備品																		
注意「異動区分」の欄は、1増加、2訂正、3抹消のいずれかの数字をご記載ください。 注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他 のいずれかの数字をご記載ください。																		

記入する必要はありません。

資産の名称は20字以内で記入してください。

資産の数量を記入してください。

資産を取得した年号および年月を記入してください。
※年号 昭和…3
平成…4(平成31年4月30日以前)
令和…5(令和元年5月1日以降)

1月1日取得の場合は「○」を記入してください。

それぞれの償却資産の取得価額を記入してください。

ページごとに数量の合計および取得価額の合計額を記入してください。

それぞれの資産に適用する耐用年数を記入してください。

記入する必要はありません。
※電算処理により、全資産申告される場合は記入してください。

III 種類別明細書(減少資産用)の記入例

1 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産および前年までに減少の申告がもれていた資産について記入してください。

2 記入にあたっては、同封の『償却資産種類別明細書』より転記してください。

△こちらの様式は、資産税課ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000693.html>)からダウンロードできます。

「姫路市 償却資産申告書」で検索！

姫路市 償却資産申告書

検索



償却資産種類別明細書より減少した資産の耐用年数を記入してください。

令和8年度 種類別明細書(減少資産用)											
行番号	異動事由 1全部 2一部 3修正	資産の種類 物件番号	資産の名称等	数量 年号	取得年月 年号 年月	取得価額 千円	耐用年数 単告年度	減少の事由 1売却 2減失 3移動 4その他	摘要		
									10億 百万 千	15	要
01		1 00000105	ガイコウコウジ	1 360 10		500000 15					
02		2 00000210	ミニショベル	1 359 7		1000000 5			令和6、6除却		
03		2 00000312	ユンボ(チュウコ)	1 413 4		500000 5					
04		6 00000123	コピー	1 4 9 2		100200 5					
05		6 00000151	パソコン	1 430 5		150000 4					
06		6 00000001	パソコン	1 5 1 7		180000 4					
07											
08											
09											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
小計 6 2430200 1 樹木 3 船舶 5 車両及び運搬具 2 機械及び装置 4 航空機 6 工具、器具及び備品 3 昭和 4 平成 5 令和											
注意、「異動事由」、「減少の事由」の欄は、該当する数字をご記載ください。											

氏名または名称を記入してください。

この『種類別明細書(減少資産用)』について1枚のうち1枚目というようにページ数を記入してください。

該当する区分の番号を記入してください。
全部減少・・・1
一部減少・・・2
修正・・・3

減少した資産について『償却資産種類別明細書』から資産の種類(数字のみ転記)、物件番号および資産の名称を転記してください。
※物件番号は右詰めで記入してください。

減少した資産の数量を記入してください。

資産一覧表より取得した年号および年月を転記してください。
※年号
昭和.....3
平成.....4
令和.....5

ページごとに数量の合計および取得価額の合計額を記入してください。

減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

記入する必要はありません。

次のような事項を記入してください。

①今までの申告で減少申告もある場合は、次のように記入してください。
(例)「令和6.6除却」

②資産の一部が減少した場合は、次のように記入してください。
(例)
「当初取得価額501,000円(数量5)のうち100,200円(数量1)分が減少」

③その他、資産が減少したことについて、必要な事項を記入してください。

各資産の耐用年数の例示(機械装置以外のもの)

資産の名称	耐用年数	区分
アスファルト舗装	10年	
コンクリート舗装	15年	構築物/舗装道路及び舗装路面
インターロッキング(カラータイル)舗装		
コンクリートブロック塀・門	15年	構築物/コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの
フェンス	10年	
外灯	10年	構築物/金属造のもの
看板	金属製	20年
	金属製以外	10年
門・アーチ	金属製	20年
	金属製以外	10年
植え込み(花壇)		構築物/緑化施設及び庭園/その他緑化施設
		15年
ごみ置場	15年	
側溝	15年	構築物/コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの
グレーチング	コンクリート製	15年
	金属製	10年
プロパン庫	7年	建物/簡易建物/掘立造のもの及び仮設のもの
受水槽	15年	構築物/金属造のもの
自転車置き場・車庫用屋根部分		7年 建物/簡易建物/掘立造のもの及び仮設のもの
		19年 建物/金属造のもの
エアコン	6年	器具・備品/1/冷房用又は暖房用機器
橋	60年	構築物/鉄骨・鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの
	45年	構築物/金属造のもの(はね上げ橋を除く)

資産の名称	耐用年数	区分
電気設備	蓄電池電源設備	6年
	受変電設備など	15年
屋外給排水設備		15年
フォークリフト		4年
事務用机・椅子	金属製	15年
	その他	8年
応接セット	接客業用	5年
	その他	8年
パソコン	サーバー用以外	4年
	サーバー用	5年
コピー機		5年
電話設備	デジタルボタン	6年
	その他	10年
ファクシミリ		5年
テレビ		5年
金庫	手さげ用	5年
	その他	20年
医療機器	歯科診療用ユニット	7年
	レントゲン	6年
理容・美容機器		5年
陳列棚	冷凍・冷蔵庫付	6年
	その他	8年
冷蔵庫		6年
厨房用品	陶磁器・ガラス製	2年
	その他	5年

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40.3.31大蔵省令第15号)別表第一より抜粋

機械装置の耐用年数(例示)

設備の種類(業種別)		耐用年数	設備の種類(業種別)		耐用年数
食料品製造業		10年	はん用機械器具製造業		12年
飲料・たばこ・飼料製造業		10年	生産用機械 器具製造業	・金属加工機械製造設備 ・その他の設備	9年 12年
繊維工業	・炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他 ・その他の設備	3年 7年 7年	業務用機械器具製造業		7年
木材・木製品(家具を除く。)製造業		8年	電子部品・デバイス・電子回路製造業	・光ディスク(追記型・書換え型)製造設備 ・プリント配線基板製造設備 ・フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路・半導体素子製造設備 ・その他の設備	6年 6年 5年 8年
家具・装備品製造業		11年	電気機械器具製造業		7年
パルプ・紙・紙加工品製造業		12年	情報通信機械器具製造業		8年
印刷業	・デジタル印刷システム設備 ・製本業用設備 ・新聞業用設備 モノタイプ・写真・通信設備 その他の設備 ・その他の設備	4年 7年 3年 10年 10年	輸送用機械器具製造業		9年
化学工業	・臭素・よう素・塩素、臭素・よう素化合物製造設備 ・塩化りん製造設備 ・活性炭製造設備 ・ゼラチン・にかわ製造設備 ・半導体用フォトレジスト製造設備 ・フラットパネル用カラーフィルター、偏光板・偏光板用フィルム製造設備 ・その他の設備	5年 4年 5年 5年 5年 8年	その他の製造業		9年
石油製品・石炭製品製造業		7年	農業		7年
プラスチック製品製造業(他に掲げるものを除く。)		8年	林業		5年
ゴム製品製造業		9年	漁業(水産養殖業用の設備を除く。)		5年
なめし革・同製品・毛皮製造業		9年	水産養殖業		5年
窯業、土石製品製造業		9年	鉱業、採石業、砂利採取業	・石油・天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他 ・その他の設備	3年 6年 12年 6年
鉄鋼業	・表面処理鋼材・鉄粉製造業、鉄スクラップ加工処理業用設備 ・純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材・鉄管製造業用設備 ・その他の設備	5年 9年 14年	電気業	・電気業用水力発電設備 ・その他の水力発電設備 ・汽力発電設備 ・内燃力・ガスタービン発電設備 ・送電・電気業用変電、配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他 ・鉄道・軌道業用変電設備 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	22年 20年 15年 15年 15年 18年 22年 15年 17年 8年
非鉄金属製造業	・核燃料物質加工設備 ・その他の設備	11年 7年			
金属製品製造業	・金属被覆・彫刻業、打はく・金属製ネームプレート製造業用設備 ・その他の設備	6年 10年			

設備の種類(業種別)		耐用年数	設備の種類(業種別)		耐用年数
ガス業	・製造用設備 ・供給用設備 鉄製導管 鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	10年 22年 13年 13年 15年 17年 8年	技術サービス業 (他に分類されないもの)	・計量証明業用設備 ・その他の設備	8年 14年
宿泊業		10年	飲食店業		8年
洗濯業、理容業、美容業、浴場業		13年	その他の生活関連サービス業		6年
娯楽業	・映画館・劇場用設備 ・遊園地用設備 ・ボウリング場用設備 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	11年 7年 13年 17年 8年	教育業 (学校教育業を除く。)	・教習用運転シミュレータ設備 ・その他の設備	5年
道路貨物運送業		12年	学習支援業	金属製のもの その他のもの	17年 8年
倉庫業		12年	自動車整備業		15年
運輸に附帯するサービス業		10年	その他のサービス業		12年
飲食料品卸売業		10年	その他	・機械式駐車設備 ・ブルドーザー、パワーショベル その他の自走式作業用機械設備 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	10年 8年 17年 8年
建築材料・鉱物 金属材料等 卸売業	・石油・液化石油ガス卸売用 設備(貯そを除く。) ・その他の設備	13年 8年			
飲食料品小売業		9年			
その他の 小売業	・ガソリン・液化石油ガス スタンド設備 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	8年 17年 8年			

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40.3.31大蔵省令第15号)別表第二より

機械装置の耐用年数の改正について

平成20年度税制改正により、機械及び装置を中心に、減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されました。特に機械及び装置については390区分を55区分に見直す全面改正が行われました。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令、平20.4.30財務省令第32号)。

新しい耐用年数は、固定資産税(償却資産)においては、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、既存資産を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数が適用となります。

(取得当初に遡及して再計算するものではありません。)

